

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月26日(火) 13時55分から14時59分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(14人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	内野淳志
委員	12人
4. 欠席委員 2人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について
 - 6 議案2 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 9 議案5 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第22回農業委員会総会を開催します。
	本日出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立 しています。3番、畠山委員、6番、山岸委員より欠席の届出がありま した。
	議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろ しいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に12番、本元委員、13番、岩崎委員を指名 いたします。
	議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによ ろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。
	議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を 求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。
	(報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号について は、報告済・承認とします。
	議事日程5番、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権 の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約につ いて説明します。今月は16件です。
	1番、江部乙町 番、さんと さんの解約です。解約理由は、借主 の申出によるものです。農地集約による解約で別の耕作者が新規で貸借 します。

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>2 番から 14 番までは、 さんの農業法人設立に伴う解約です。解約後は新しい法人で貸借いたしますので、解約する所有者のお名前のみ申し上げていきます。</p> <p>2 番、 さん。</p> <p>3 番、 さん。</p> <p>4 番、 さん。</p> <p>5 番、 さん、JA たきかわ転貸の解約です。</p> <p>6 番、 さん。</p> <p>7 番、 さん、JA たきかわ転貸の解約です。</p> <p>8 番、 さん。</p> <p>9 番、 さん。</p> <p>10 番、 さん。</p> <p>11 番、 さん、JA たきかわ転貸の解約です。</p> <p>12 番、 さん、JA たきかわ転貸の解約です。</p> <p>13 番、 さん、JA たきかわ転貸の解約です。</p> <p>14 番、 さん。</p> <p>15 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。解約理由は、借主の申出によるものです。農地集約による解約で別の耕作者が新規で貸借します。</p> <p>16 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。解約理由は、借主の申出によるものです。農地集約による解約で別の耕作者が新規で貸借します。</p> <p>以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。1 番を除く 15 件について、質疑意見を求めます。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、意見を終了いたします。1 番を除く 15 件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
------------------------------------	--

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号1番を除く15件について、原案のとおり決定とします。 次に1番については、農業委員会法第31条に基づき 委員の退室をお願いします。
	(委員14：08退室)
議 長	1番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第1号1番については、可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号、1番については、原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。
	(委員14：09入室)
議 長	議事日程6番、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は1件です。 1番、西滝川 番、 さんと さんとの3条使用貸借の解約で、引き続き新しい法人で貸借を行います。 本案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第2号について、原案のとおり決定とします。 議事日程8番、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につ

<p>説明員</p>	<p>いて審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転2件、使用貸借権2件、合計4件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、地目「畑」、面積14,242㎡、さんからさんへの3条売買です。反当り65,400円、1,000,000円で売買します。遠隔地の相続農地処分のため賃貸借を期間満了したさんに売買するものです。</p> <p>2番、江部乙町 番、地目「畑」、面積1,251㎡、「田」2,602㎡、さんからさんへの3条売買です。反当り155,700円、600,000円で売買します。所有者の老齢により農地の維持管理困難のため売買します。隣接地耕作者のさんが買い取るものです。</p> <p>3番、西滝川 番、地目「田」、74,301㎡、「畑」、1,753㎡、さんからさんへの使用貸借です。農業法人設立により法人で今後10年間貸借するものです。</p> <p>4番、西滝川 番、地目「田」、66,420㎡、「畑」、2,664㎡、さんからさんへの使用貸借です。農業法人設立により法人で今後10年間貸借するものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑、意見を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号については原案のとおり決定といたします。</p> <p>議事日程9番、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
<p>説明員</p>	<p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は貸借権の設定が28件ですが、追加案件が1件ありますので併せて説明いたします。</p>

	<p>1 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。更新案件です。</p> <p>2 番から9 番は、JA たきかわ転貸満了により相対で引き続き耕作するものです。</p> <p>2 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。</p> <p>3 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。</p> <p>4 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。</p> <p>5 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。こちらは「畑」になります。</p> <p>6 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。</p> <p>7 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。一時転用で砂利採掘した農地であることからこの金額となっています。</p> <p>8 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。こちらは「畑」です。</p> <p>9 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。</p> <p>1 0 番から1 2 番まで、新規申請です。</p> <p>1 0 番、江部乙町 番、地目「田」、99,133 m²、 さんから さん、期間は1 年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。 さんが耕作していた農地を隣地耕作者の さんが耕作します。</p> <p>1 1 番、江部乙町 番、地目「畑」、21,060.42 m²、 さんから さん、期間は10 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 さんが耕作していた農地を隣地耕作者の さんが耕作します。</p> <p>1 2 番、江部乙町 番、地目「畑」、28,710 m²、 さんから さん、</p>
--	---

期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。さんが耕作していた農地を隣地耕作者のさんが耕作します。

13番から27番まで新規で、さんからに代わっていますが、耕作主自体は変更なく、引き続き耕作しているので、所有者の氏名と期間のみ説明させていただきます。

13番、さん、期間は10年間、賃貸料9,000円です。

14番、さん、期間は10年間、賃貸料8,000円です。

15番、さん、期間は5年間、賃貸料10,000円です。

16番、さん、期間は5年間、賃貸料8,000円です。

17番、さん、期間は5年間、賃貸料8,000円です。

18番、さん、期間は10年間、賃貸料8,000円です。

19番、さん、期間は3年間、賃貸料8,000円です。

20番、さん、期間は5年間、賃借料8,000円です。

21番、さん、期間は5年間、賃借料8,000円です。

22番、さん、期間は5年間、賃貸料8,000円です。

23番、さん、期間は5年間、賃貸料8,000円です。

24番、さん、期間は5年間、賃借料3,000円です。

25番、さん、期間は5年間、賃借料3,000円です。

26番、さん、期間は10年間、賃借料8,000円です。

27番、さん、期間は5年間、賃借料4,000円です。

28番、江部乙町 番、地目「田」40,984㎡、「畑」1,147㎡、からさんへの賃貸借で期間は令和9年2月27日まで、賃借料は、年額230,640円です。あっせんによりさんから買入れましたが即買入が困難なため、で買い受け、さんに貸付するものです。賃貸料234,640円は、売買金額11,532,000円の2%です。

次に追加議案の1件を説明いたします。

29番、東滝川 番、地目「田」面積16,330㎡、さんからさん、期間は1年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。昨年までさんと貸借していましたが、契約満了後は所有者の意向により更新できずにい

		たのですが、近隣の方より さんを紹介され、引き受けることとなりましたので急遽追加しました。以上です。
議	長	説明が終わりました。議案第4号、賃貸借権設定申請番号6番から9番及び28番を除く24件について、質疑、意見を求めます。
各	委員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了します。議案第4号、賃貸借権設定申請番号6番から9番及び28番を除く24件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第4号、賃貸借権設定申請番号6番から9番及び28番を除く24件について、原案のとおり決定といたします。次に賃貸借権設定申請番号6番から9番については、農業委員会法第31条に基づき 委員の退室をお願いします。
		(委員14 : 32退室)
議	長	賃貸借権設定申請番号6番から9番について、質疑意見を求めます。
各	委員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号6番から9番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第5号、賃貸借権設定申請番号6番から9番については、原案のとおり決定といたします。 委員の入室をお願いします。
		(委員14 : 33入室)
議	長	次に賃貸借権設定申請番号28番については、農業委員会法第31条に基づき 委員の退室をお願いします。
		(委員14 : 33退室)
議	長	賃貸借権設定申請番号28番について、質疑意見を求めます。
各	委員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号28番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	貸貸借権設定申請番号28番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員14:34入室)
議 長	議事日程10番、議案第5号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第5号、現況証明願について説明いたします。今月は1件です。1番、江部乙町 番、登記簿地目「畑」、面積は3,041 m ² 。所有者 さん、現況「畑」、宅地に隣接した細長い土地で「農地以外」として利用されています。備考欄にそれぞれ現地確認者を記載しています。以上、審議をよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
委 員	畑は農道として使用していたのか。
説 明 員	ここは さんとのあっせんで附帯物件にした細長い農地で、昭和25年の法務局の公図にはあったのだが現存する地番図ではなくなっている、おそらくデジタル化の際に消えてしまったものと思われませんが、昔からずっと農道で農地ではなかったという所有者の確認もあり、現況証明で農地以外として扱うこととしたものです。基盤整備のっていない地区であったことから今まで残ってしまったものと思われま
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第5号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第5号については、原案のとおり決定といたします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたら願
	いいたします。
各 委 員	(各推薦委員から事務連絡あり)

議 長	<p>その他、事務局からお願いいたします。</p> <p>(行事日程について資料に基づき報告)</p> <p>第23回総会は5月27日9時からということで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第22回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(14:59)</p>
-----	--